

アスベスト除去工事の説明に際しての質問及び要請書(その2)
～「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」看板関係(8/17 掲示)～

(2026.08.18)

近隣住民一同

●元請け:馬淵建設(株) 代表取締役 馬淵 圭雄 様

令和8年8月17日午前中に、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」と記載された工事看板が、馬淵建設の責任において工事現場の出入口に掲示されました。

しかしながら、令和5年5月にも、解体建物等に関する「アスベスト含有の有無の調査が行われ、擁壁部分の仕上塗材に石綿が含有しているとの調査結果であることを、近隣住民らは旧家屋の解体工事業者(成美興業)から説明を受けていました(当時、調査終了年月日:令和5年4月4日とされた看板を確認済み)。

以上の点を踏まえ、元請け馬淵建設が、令和8年8月17日に掲示した看板記載内容につき、下記の質問及び要請を行うので、工事着手前に丁寧に回答されたい。

記

- 1 令和5年4月に調査を実施しているのに、何故、改めて擁壁部のアスベストの調査を行ったのか、その理由を教示されたい(調査終了年月日:令和8年7月9日)。
- 2 今回の掲示看板に、調査結果の概要として、石綿含有ありとして、「外構 塀 外壁塗装剤 クリソタイル1ー5%」と記載されている。これは調査に当たり、試料採取を複数箇所において採取し、試料分析に掛けた結果と思われるが、図面を引用して採取箇所及び採取箇所ごとの含有率を明らかにし、住民が工事中に、最も注意すべき箇所位置の注意喚起をされたい。なお、この表示は、重量パーセントであるか否かも回答されたい。
- 3 今回の掲示看板に、調査結果の概要として、石綿含有なしとして、「木造 建屋 外壁塗装剤③、木造 建屋 内部ジュラク壁③、木造 建屋 内部石こうボード③」との記載であるが、すでに解体が済んでしまった建物に関し、③と敢えて表示し分析を行ったとの記載である。解体が済んでしまった建物に関し、何故、今回アスベスト含有の調査が行えたのか回答されたい。
- 4 今回の掲示看板に、使用する資材及びその種類として、「湿潤・固化用薬剤・アスウェット G 又は As ベスター G 布テープ、両面テープ、真空掃除機、ディスクグラインダー、養生シート(床:0.15mm、壁・天井・その他 0.08mm)、石綿等専用廃棄袋(黄色)(透明)等」と記載されている。令和8年8月4日に、馬淵建設の作業所長以下がアポなし戸別訪問をして投函した「擁壁解体に伴うアスベスト除去工事について」の書簡の中の「万全を期すためレベル1での除去工事に準ずる養生を行います。」の内容に則して、上記記載の使用部材等を使用し、どの様にしてレベル1に準じる養生を実現させるのかにつき、図面などを引用し具体的に説明されたい。

5 一般的にアスベスト除去作業におけるレベル1の養生とは、

- ① 床・壁の密閉:プラスチックシート(ポリシート)を使い、床面と壁面を隙間なく二重以上に覆ってテープで完全に固定する。
- ② 前室(セキュリティゾーン)の設置:作業区域の出入り口に前室を設け、作業員の体や保護具についた粉じんの拡散を防ぐためのエアーシャワーや脱衣スペースを確保する。
- ③ 負圧の管理:集じん排気装置(負圧機)を設置・稼働させ、隔離内部の気圧を周囲より低く保つ。
- ④ 機密確認:養生完了後は、スモークテスター(発煙管)などを用いて隙間から空気が漏れていないか機密テストを実施する。

である。

元請け馬淵建設として、本件除去工事の作業場所の立地条件(敷地内ではなく、住民、通学路に極めて近い)を勘案した上で、アスベスト除去作業におけるレベル1の養生につき再確認し、令和8年8月4日の配布資料の「万全を期すためレベル1での除去工事に準ずる養生を行います。」との記載内容につき、上記4の質問の回答と併せて具体的に近隣住民に示し、安心させることを要請する。

6 今回の掲示板に、「湿潤・固化用薬剤・アスウエット G 又は As ベスターG」と記載されているが、どのタイミングでどの様に使用するのか、SDS の内容と併せて教示されたい。

7 今回の掲示看板に、除染工事の責任者として「〇〇 〇〇 を石綿作業主任者を選任しています。」と記載されているが、当該作業主任者の所属会社と何次下請けの会社かを明らかにされたい。

同時に、現場の元請け・下請け系列(1次下請けから、最下層の下請けまですべて記載)を示した安全衛生管理体制を、労働安全衛生法に示す各資格者の配置などを基に教示されたい。

8 今回の掲示看板に、事前調査・試料採取を実施した者として、「① 一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 〇〇 〇〇 登録番号〇〇〇〇 住所:神奈川県横浜市南区花之木町2丁目26番地」と記載されている。当該住所地は、馬淵建設の本店所在地であるが、当該調査者が所属している企業名を明らかにされたい。

以上

注) 本書簡は、個人情報を保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿の本件に係る回答書についても同様な扱いとする。